

◆入学支援金 Q & A

Q1. なぜ入学支援金を実施することにしたのでしょうか。

A. 理工系学部を目指す女子が少ないことは、我が国の大きな課題であり、男女共同参画基本計画においても指摘されています。このため、理工系学部への進学を後押しし、女子学生比率の向上を通じた大阪大学のダイバーシティ推進及び活性化を図ることを目的に実施することにしました。

Q2. 入学支援金の授与対象となる50名はどのようにして選定されるのでしょうか。

A. 一般選抜の他、総合型選抜・学校推薦型選抜により入学する場合も授与対象となり、原則として、理学部と工学部においては共通テストの、基礎工学部においては総合判定の順位上位者から選定します。

Q3. なぜ理工系学部だけで、医学部や歯学部は対象にならないのでしょうか。

A. 理工系学部の女子学生比率が低く、男女共同参画基本計画においても我が国の課題と指摘されているところです。医学系は我が国でも女性比率は30%を超えており、まずは理工系の裾野拡大が大きな課題と考えています。

Q4. 入学支援金を受給した場合、その後退学した場合に返還の義務はあるのでしょうか。また、休学の際にも返還の義務があるのでしょうか。

A. 返還いただくことは考えておりません。

Q5. この支援金の税法上の取り扱いはどうなるのでしょうか。確定申告等の必要はあるのでしょうか。

A. 入学支援金（10万円）は、営利を目的とする継続的な行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しないことから、「一時所得」とみなされます。

[国税庁 HP](#) では、「総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額（最高50万円）＝一時所得の金額」とされており、この「所得金額の1/2に相当する金額を給与所得などの他の所得の金額と合計して総所得金額を求めた後、納める税額を計算します。」とされています。